

国立大学法人京都大学の組織に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(職員の種類)</p> <p>第12条 京都大学に次に掲げる職員を置き、法人の職員をもって充てる。</p> <p>教授 准教授 講師 助教 助手 事務職員 技術職員 <u>教務職員</u></p> <p>2 } 3 } (略) 4 } 5 }</p> <p>6 <u>教務職員は、教育研究の補助その他教務に関する職務に従事する。</u></p> <p>7 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>(職員の種類)</p> <p>第12条 京都大学に次に掲げる職員を置き、法人の職員をもって充てる。</p> <p>教授 准教授 講師 助教 助手 事務職員 技術職員</p> <p>2 } 3 } (同 左) 4 } 5 }</p> <p>6 <u>第1項に定めるほか、その他必要な職員を置き、法人の職員をもって充てることができる。</u></p> <p>7 (同 左)</p> <p>附 則 (令和6年達示第90号) この規程は、令和7年4月1日から施行する。</p>